

入札時の注意点

令和2年4月1日以降に売却実施処分がされた不動産競売事件では、入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札者が個人の場合）又は資格証明書（入札者が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札者が宅地建物取引業者の場合）

- ◆ 上記1及び2の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ◆ 上記1の陳述書の「陳述」欄にある「☐自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書9を参照の上、必ず別紙も添付してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 15 日

釧路地方裁判所北見支部

裁判所書記官 宮 北 秀 伸

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 30 日から 令和 8 年 10 月 7 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 10 月 13 日 午前 10 時 00 分 釧路地方裁判所北見支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 10 月 26 日 午前 9 時 30 分 釧路地方裁判所北見支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 14 日から 令和 8 年 10 月 16 日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 15 日から当庁書記官室に備え置きます。

次頁備考欄に、「民事執行規則 30 条の 3 による価額変更」と記載のあるものについては、執行裁判所が同規則所定の方法によって前回の売却基準価額を変更したものです。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	15,580,000 12,464,000	一括	3,116,000	132,647	30,311
1	870,000				
2	870,000				
3	13,840,000				

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|--------------------------|-------------------|
| 1 | 所 在 | 北見市北七条西四丁目 | |
| | 地 番 | 1 番 1 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 1 0 4. 1 1 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 北見市北七条西四丁目 | |
| | 地 番 | 1 番 3 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 1 0 4. 1 1 平方メートル | |
| 3 | 所 在 | 北見市北七条西四丁目 1 番地 3、1 番地 1 | |
| | 家屋 番号 | 1 番 3 | |
| | 種 類 | 居宅・店舗 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 1 1 6. 5 5 平方メートル |
| | | 2 階 | 1 1 5. 7 7 平方メートル |
| | (現況) | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 1 2 6. 8 7 平方メートル |
| | | 2 階 | 1 1 5. 7 7 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8年 8月20日

釧路地方裁判所北見支部

裁判所書記官 佐々木 美穂

-
- | | |
|-------|---|
| 1 | 不動産の表示
【物件番号1～3】
別紙物件目録記載のとおり |
| <hr/> | |
| 2 | 売却により成立する法定地上権の概要
なし |
| <hr/> | |
| 3 | 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～3】
なし |
| <hr/> | |
| 4 | 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
①1階店舗部分をAが占有している。Aの賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明け渡しが猶予される。
②2階居宅部分を所有者が占有している。 |
| <hr/> | |
| 5 | その他買受けの参考となる事項
なし |
-

《 注 意 書 》

- | | |
|---|---|
| 1 | 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。 |
| 2 | 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。 |
| 3 | 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。 |
| 4 | 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。 |
| 5 | 各種「詳細説明」は、当裁判所書記官室に別ファイルで備え付けられています。 |
-

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|--------------------------|--------------------|
| 1 | 所 在 | 北見市北七条西四丁目 | |
| | 地 番 | 1 番 1 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 1 0 4 . 1 1 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 北見市北七条西四丁目 | |
| | 地 番 | 1 番 3 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 1 0 4 . 1 1 平方メートル | |
| 3 | 所 在 | 北見市北七条西四丁目 1 番地 3、1 番地 1 | |
| | 家屋 番号 | 1 番 3 | |
| | 種 類 | 居宅・店舗 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 1 1 6 . 5 5 平方メートル |
| | | 2 階 | 1 1 5 . 7 7 平方メートル |
| | (現況) | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 1 2 6 . 8 7 平方メートル |
| | | 2 階 | 1 1 5 . 7 7 平方メートル |

令和 8年(ケ)第 7号
令和 8年 5月22日受理
令和 8年 6月29日提出

現況調査報告書



釧路地方裁判所北見支部

執行官 古 田 正 士

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 北見市北七条西四丁目 |
| | 地 番 | 1 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 4 . 1 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 北見市北七条西四丁目 |
| | 地 番 | 1 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 4 . 1 1 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 北見市北七条西四丁目 1 番地 3、1 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 1 番 3 |
| | 種 類 | 居宅・店舗 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 1 6 . 5 5 平方メートル
2 階 1 1 5 . 7 7 平方メートル |

(2 枚目)

(占有關係用＜單獨＞)

占有者及び占有権原 (物件3関係)

占有範圍	☐ 全部 ☒ 1階部分
占有者	☐ 債務者 ☒ A
占有状況	☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☒ 店舗 ☐ 倉庫 ☐

■関係人(■A(占有者) ■債務者兼所有者)の陳述／■提示文書(貸借契約書)の要旨

占有権原		■賃借権 □使用借権 □	
占有開始時期		令和 8年 5月 1日	
最初の契約等	契約日	令和 8年 4月 13日	
	期間	令和 8年 5月 1日から ■令和 9年 4月30日まで 1年間 □期間の定めなし	
更新の種別		□合意更新 ■自動更新 □法定更新	
現在の契約等	期間	令和 8年 5月 1日から ■令和 9年 4月30日まで 1年間 □期間の定めなし	
契約当事者	貸主	■所有者 □その他の者 ()	
	借主	■占有者 □その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎月金20万円（毎月25日限り 翌月分支払） □前払 () 分 円) □相殺 () 分 円)	
敷金・保証金		□ない ■ある（■敷金20万円 □保証金 円）	
特約等		□譲渡・転貸を認める □	
その他			

執行官の意見 ☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

物件 1、2 につき

- ・ 土地建物位置関係図のとおり、境界標が存在する。
- ・ 北東側境界線及び北西側境界線は公道（市道）と接している。
- ・ 接道及びすべての隣地とはほぼ等高である。
- ・ 南東側隣地及び南西側隣地に存在する南東側境界線及び南西側境界線付近に設置されたフェンスが本件土地側へ向かって越境している（写真⑳㉑）。

物件 3 につき

- ・ 太陽光発電システム設備（ソーラーパネル）が存在している（写真⑱）。同設備は屋上に存在し、本件建物に付合している。同設備に関し、売電契約が存在する。
- ・ 太陽光発電システム設備（ソーラーパネル）に備え付けられた広告看板が存在する（写真⑲）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A	・ 本件建物の1階部分を賃借しています。現在、1階部分で、焼き鳥屋の開店準備を進めています。令和8年6月8日に開店予定です。本件建物について担保不動産競売手続の開始決定がされていることは知りませんでした。
■ 債務者兼所有者	・ 本件建物の1階部分をAに対し賃貸しています。2階部分に本件建物の新築時から、居住しています。1階の焼き鳥屋は開店し、営業しています。 ・ 太陽光発電システム設備（ソーラーパネル）に備え付けられた広告看板がありますが、現在、看板に掲載されている店舗との広告に関する契約は存在しません。太陽光発電システム設備（ソーラーパネル）を設置した際に、看板に掲載されている店舗との間で期間1年間の広告契約を締結したのですが、1年後、契約を更新しませんでした。看板を撤去するには費用がかかるので、放置している状態です。 ・ 浴槽にはジャグジー機能がついています。
■ 本件建物の太陽光発電システム設備（ソーラーパネル）販売会社の従業員	・ 屋上に存在する太陽光発電システム設備（ソーラーパネル）は、建物と一体化するものと考えられます。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

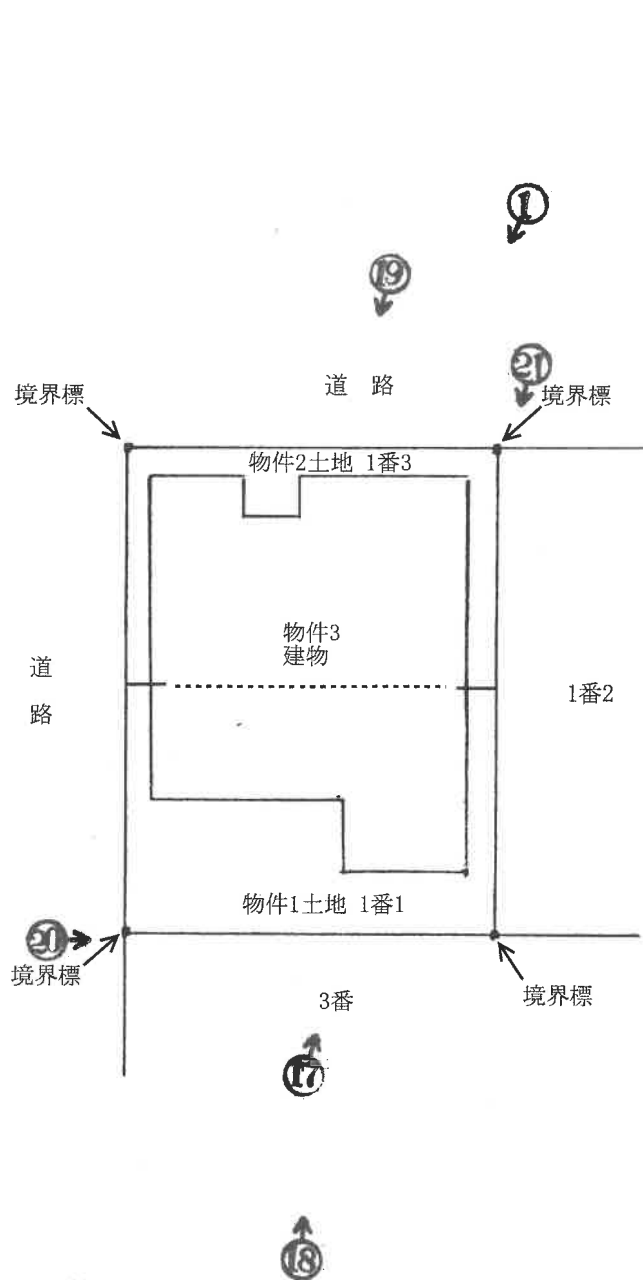
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年 6月 4日 (木) 11 : 00 - 11 : 15	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影
R8年 6月 4日 (木) 17 : 00 - 18 : 00	物件所在地	占有調査 (賃借人等と面談)
R8年 6月 18日 (木) 11 : 00 - 12 : 00	物件所在地	立入調査、占有調査、地積調査、写真撮影
R8年 6月 23日 (火) 16 : 20 - 16 : 30	執行官室	本件建物の太陽光発電システム設備の (ソーラーパネル) 販売会社の従業員から電話聴取
R8年 6月 25日 (火) 11 : 35 - 11 : 40	執行官室	接道調査 (北見市役所職員から電話聴取)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行したが、債務者本人が在宅した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させ、建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

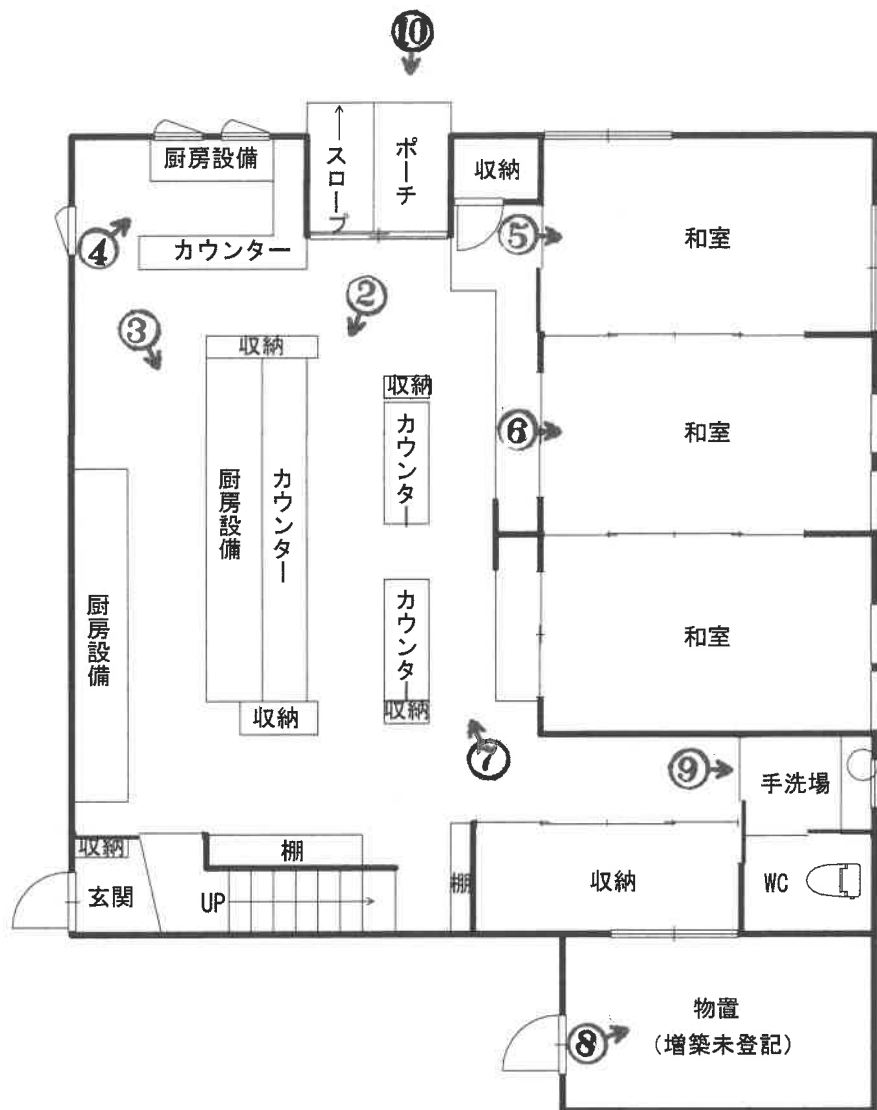
(概測による配置図であり、測量専門家によるものではありません)

←○写真撮影位置・方向

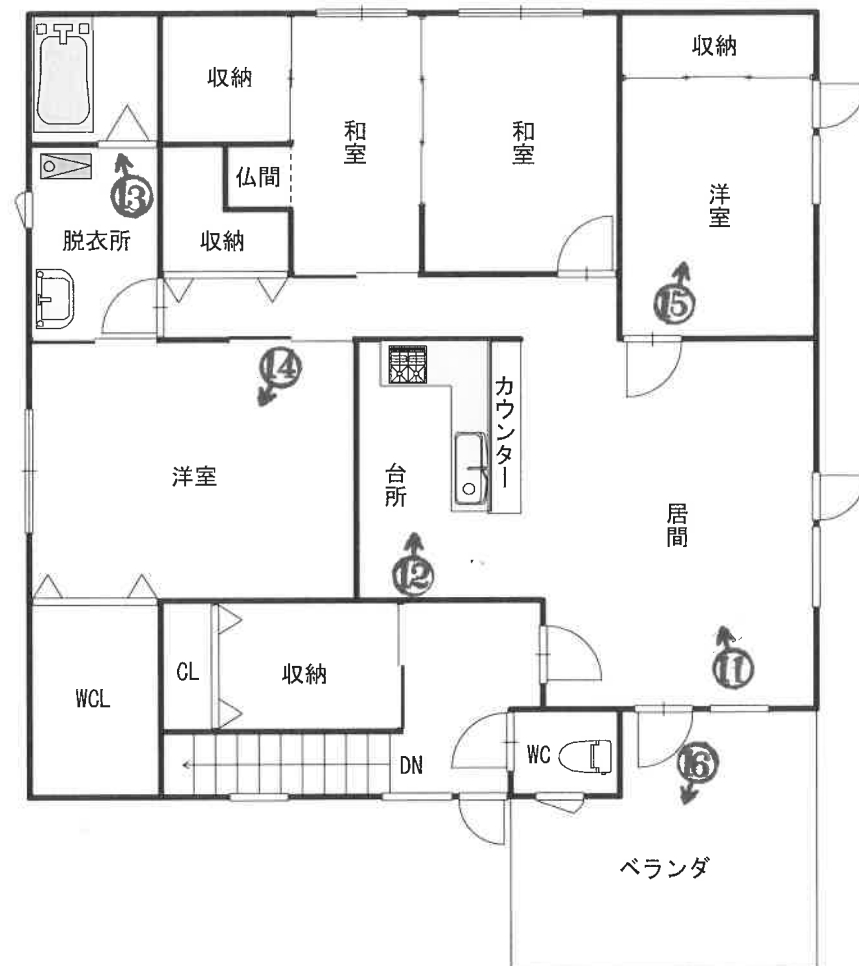


建物間取図

←○写真撮影位置・方向



←○写真撮影位置・方向



2階



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



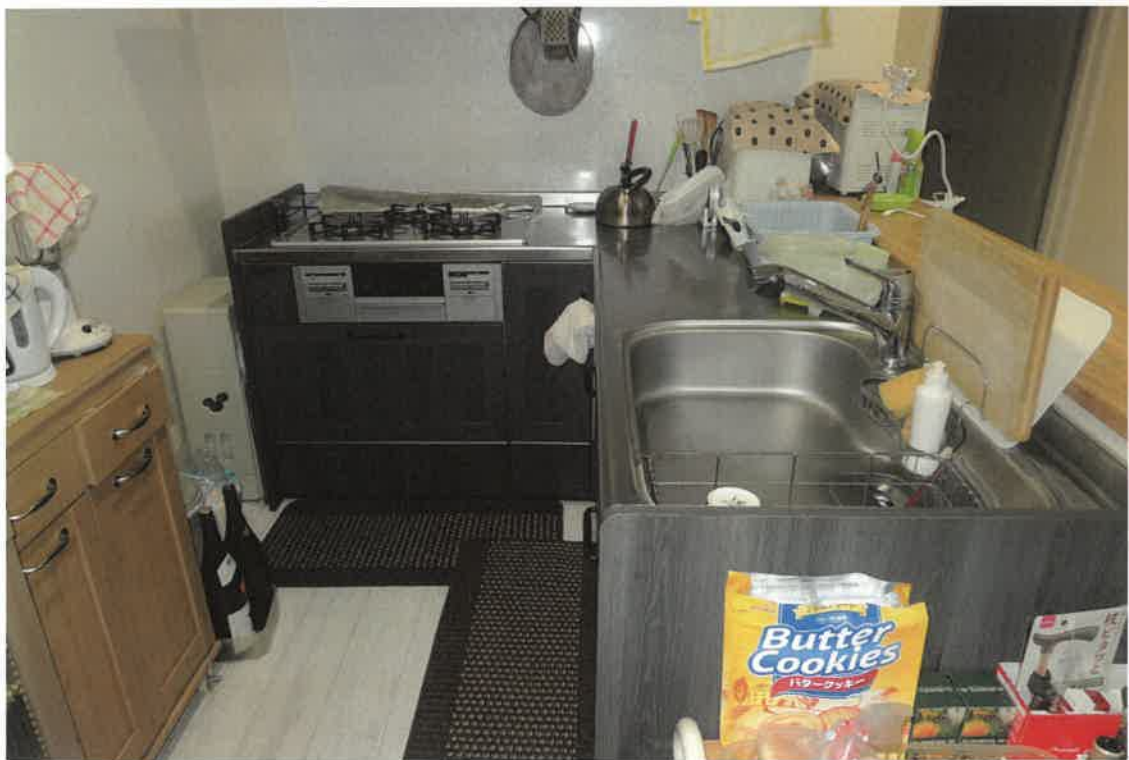
9



10



11



12



13



14



15



16



17



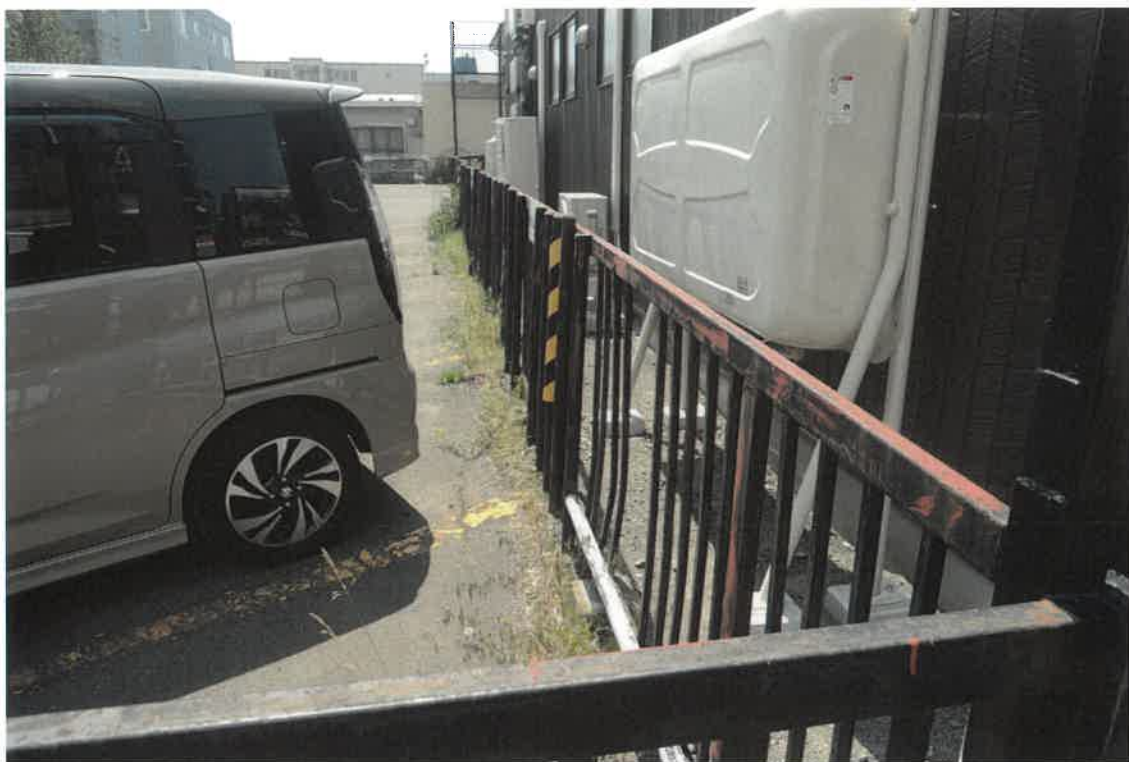
18



19



20





令和 8 年（ケ）第 7 号
令和 8 年 6 月 1 8 日現地調査
令和 8 年 6 月 2 9 日評 価

釧路地方裁判所北見支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

河 合 貢

第 1 評価額

一括価格	
金 15,580,000 円	
内訳価格	
物件 1 (土地)	金 870,000 円
物件 2 (土地)	金 870,000 円
物件 3 (建物)	金 13,840,000 円

- 1 一括価格は上記各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1～2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目 的 物 件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	北見市北七条西四丁目 1番1 宅地 104.11㎡	同 左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	北見市北七条西四丁目 1番3 宅地 104.11㎡	同 左
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	北見市北七条西四丁目1番地3、1番地1 1番3 居宅・店舗 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 1階 116.55㎡ 2階 115.77㎡	1階約126.87㎡
番 号	特 記 事 項		
3	1階の店舗は賃貸に供されている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～2）

位 置 ・ 交 通	JR石北本線「北見」駅の西方・直線距離約600mに位置する。バス便では西4丁目通沿いの「山下町」停留所の北東方・道路距離約200m。	
付 近 の 状 況	飲食店街の一面であり、テナントビル、店舗併用住宅等が建つほか駐車場も見受けられる。当圏域の中心的街路たる山下通には直接面してはいないが、至近に位置している。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路幅員等の 個別的な規制 を考慮しない 一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 商業地域 80% 400% 準防火地域 －
画 地 条 件	2筆一体の地積約208㎡。北西側間口約16.4m、奥行約12.7mの長方形地。地勢は概ね平坦。	
接面道路の状況	北西側舗装市道（幅員10.9m）、北東側舗装市道（幅員10.9m、北西方向への車両一方通行路）にほぼ等高に接面している。いずれも建築基準法第42条1項1号該当。	
土地利用状況等	本件建物の敷地として利用されている。 詳細は執行官の現況調査報告書参照。	
供給処理施設	上 水 道：あり ガス配管：引込可 下 水 道：あり	
特 記 事 項	①埋蔵文化財包蔵地ではない。 ②現地調査及び土地建物全部事項証明書による調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査には限界があるため詳細については専門家による調査を要する。 ③南東側隣地（1番2）及び南西側隣地（3番）に設置されているフェンスが本件土地に僅かに越境している。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）：平成29年3月14日新築。 経 過 年 数：約9年 経済的残存耐用年数：約16年
仕 様	外 壁：サイディング等 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等 床：長尺ビニル床シート、フローリング、クッションフロア等 設 備：電気、給排水設備、プロパンガス使用、1階厨房設備、太陽光発電システム設備（ソーラーパネル）、蓄電池、パッケージエアコン、浴槽ジャグジー機能等
床面積（現況）	1階が増築されている（約10.32㎡、未登記）。 延べ床面積約242.64㎡。
現況用途等	現況用途：第3目的物件記載のとおり。 間 取 り：1階－店舗、2階－居宅（4LDK）
品 等	やや優る。
保守管理状態	普通。
建物利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	①検査済証の交付有り。 ②屋上に広告看板有り。 ③1階店舗が賃貸に供されている。尚、1階の居宅用玄関から店舗へ繋がる引き戸には鍵が設置されており居宅側から施錠が可能である。 ④電気、ガス、上下水道については、居宅と店舗を区別し夫々のメーターを設置している。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1～2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	23,800	1.08	104.11	0.95	2,540,000
2			104.11		2,540,000

ア標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地等からの規準

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示地等価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 36,000\text{円}/\text{㎡} & \times & 99/100 & \times & 100/100 & \times & 100/150 & \div & 23,800\text{円}/\text{㎡} \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示地等価格の価格時点から評価日までの推定変動率。

◇標準化補正：無し。

◇地 域 格 差：環境条件+50%

イ個別格差：角地+8%

ウ地積：登記数量による。

エ建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ建付地価格：万円未満切り捨て。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物（附合する太陽光発電システム設備を含む）の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。尚、広告看板による増減価は無いと判断した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	附属建物等価格 (円) エ	建物の価格 (円) (ア×イ×ウ)+エ=オ
3	190,000	242.64	0.58	—	26,730,000

ウ現価率：経済的残存耐用年数16年、全耐用年数25年、観察減価率10%と判定した。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{耐用年数に基づく定額法} & & \text{観察減価法} \\ 16\text{年}/25\text{年} & \times & (1 - 0.10) & \div & 0.58 \end{array}$$

オ建物の価格：万円未満切り捨て。

2 評価額の判定

土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、更に競売市場修正等を施して下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権価格

番号	建付地価格（円） (1(1)オ) ア	敷土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 （円） ア×イ＝ウ
1	2,540,000	0.30	法定地上権	760,000
2	2,540,000			760,000

イ土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

ウ土地利用権等価格：万円未満切り捨て。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 （円） (1(1)オ、1(2)オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 （円） イ（2(1)ウ）	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 （敷金等） カ	評価額 （円） (ア±イ)×ウ× エ×オ－カ＝キ
1	2,540,000	－760,000	－	0.70	0.70	－	870,000
2	2,540,000	－760,000	－	0.70	0.70	－	870,000
3	26,730,000	＋760,000 ＋760,000	－	0.70	0.70	－	13,840,000
一 括 価 格（合 計）							15,580,000

ウ占有減価修正：特にない。

エ市場性修正：当地区の需給動向、目的物件の特殊性等を勘案し所要の調整を行った。

オ競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カその他の控除減価：特にない。

キ評価額：万円未満切り捨て。

第 6 参考価格資料

地価調査価格 [北見5-2]

所 在 : 北見市北4条西3丁目16番4

価 格 : 36,000円/㎡

価 格 時 点 : 令和7年7月1日

交通接近状況 : JR「北見」駅 順路約610m

地 積 : 75㎡

供給処理施設 : 水道、ガス、下水

現 況 : 店舗（鉄筋コンクリート造5階建）の敷地

接 面 街 路 : 南東18m市道

用途指定等 : 商業地域（建ぺい率80%、容積率600%）、防火地域

地域の概要 : 小売店舗、飲食店、ホテル等が建ち並ぶ商業地域

固定資産評価額（令和8年度）

物件1 : 1,815,678円

物件2 : 1,815,678円

物件3 : 8,845,768円

（ここに掲げた参考価格資料は当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは性質が異なるものである。）

第 7 付属資料

位置図、周辺図、土地建物位置関係図、土地図面写し、建物図面写し、
建物間取図

以 上

GSI Maps



(地理院地図を加工して作成)

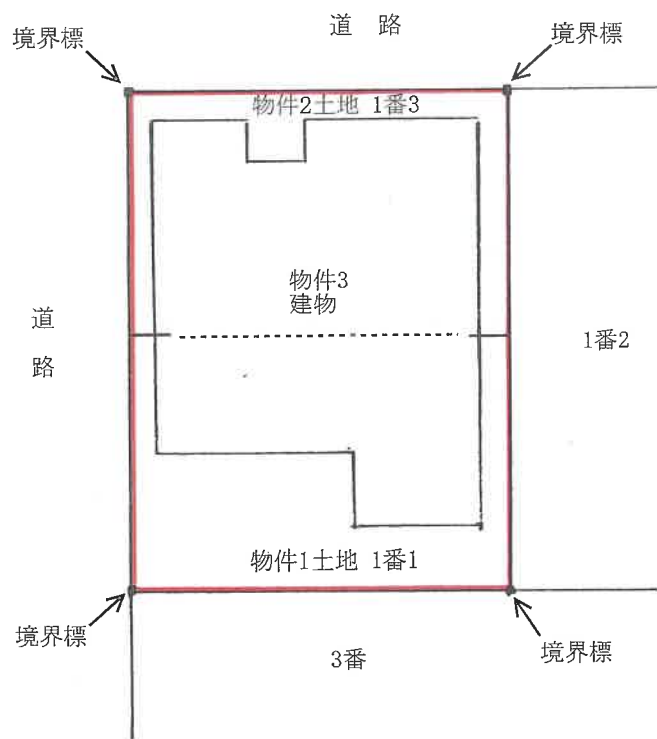


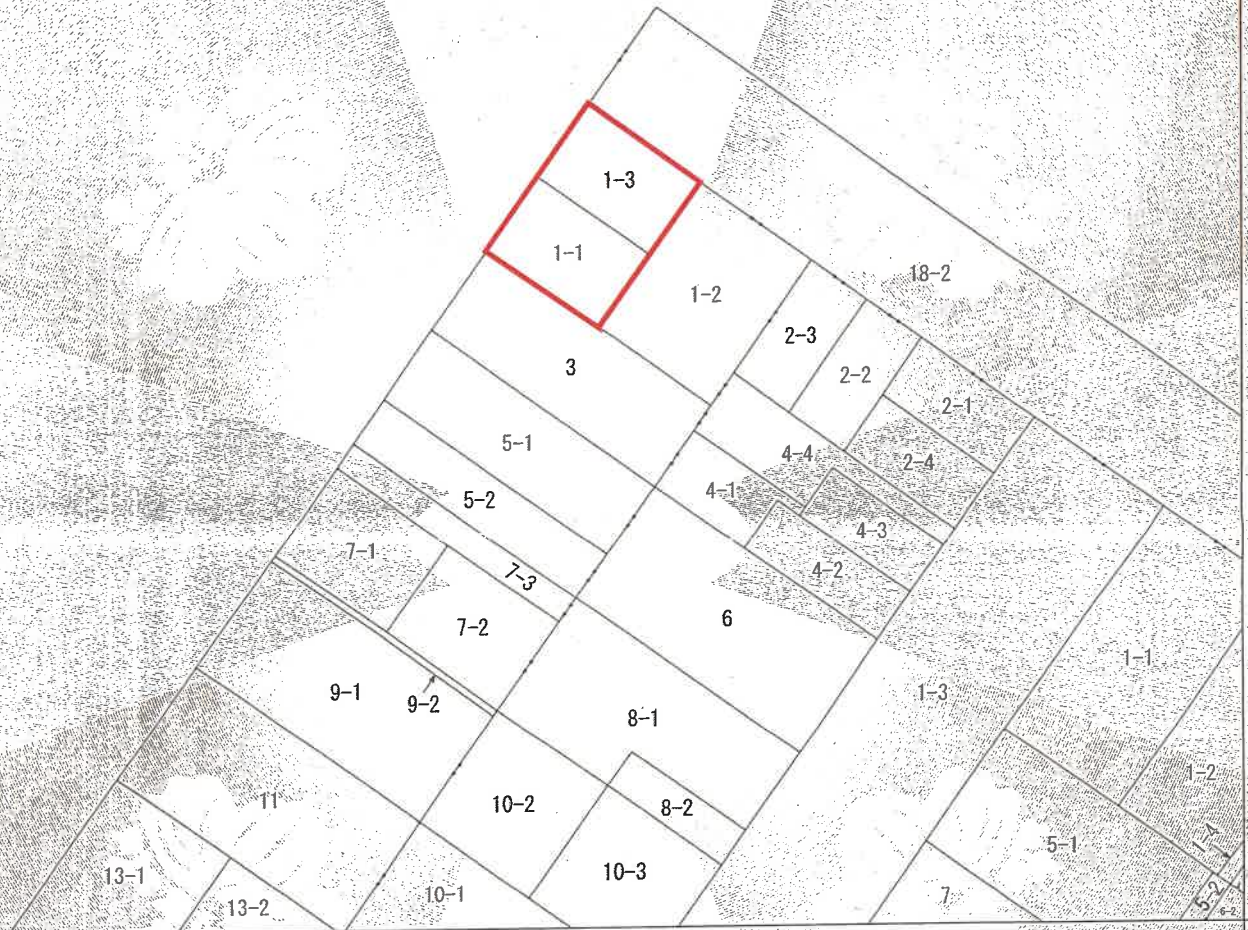
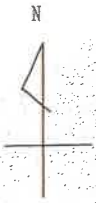
周辺図

(地理院地図を加工して作成)

土地建物位置関係図

(概測による配置図であり、測量専門家によるものではありません)





-29074.974 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ (tokachi2003b.par) による修正がされています。



請求部	所在	北見市北七条西四丁目				地番	1番1		
出力縮	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	ⅡⅢ	分類	地図に準ずる図面		
作成年月日	昭和11年9月				備付年月日(原図)		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

写し (A3判をA4判へ縮小)

(釧路地方法務局北見支局管轄)

令和8年4月15日

東京法務局

地図整理番号：M00103

登記官

(1/1)

登記年月日：昭和46年2月3日

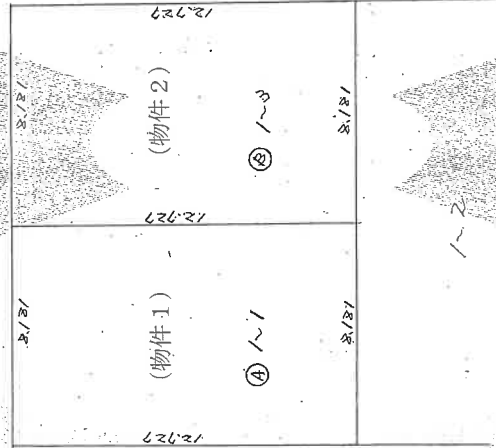
500667

地番	1-1-1、1-3
土地の所在	北見市北7条西4丁目

土地積地所測在量

昭和46年2月3日	製作年月日	申請人
-----------	-------	-----

七条通り



西参方図

土地積

前(後)新(前) ④ 1-1 12.727 X 8.181 = 105.19587
前(後)新(前) ④ 1-3 12.727 X 8.181 = 105.19587

(日 離 10)

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺	1/500	1/
----	-------	----

46.2.3

これは図面に記録されている内容を証明した量図である。

(釧路地方法務局北見支局管轄)

令和8年4月15日

東京法務局

登記官

登記年月日：平成29年3月17日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である
(釧路地方法務局北見支局管轄)
令和8年4月15日 東京法務局

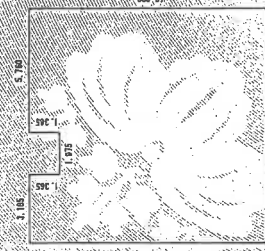
各階平面図

建物図面

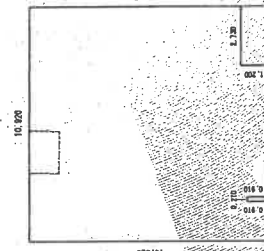
家屋番号 1番3

建物所在 北見市北七条西四丁目1番地3、1番地1

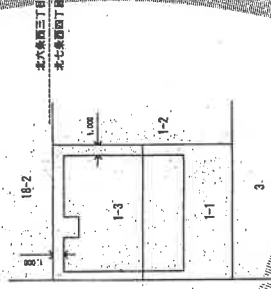
1 階



2 階



(参考) 2 階平面図



縮尺

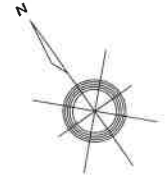
1 / 250

申請人

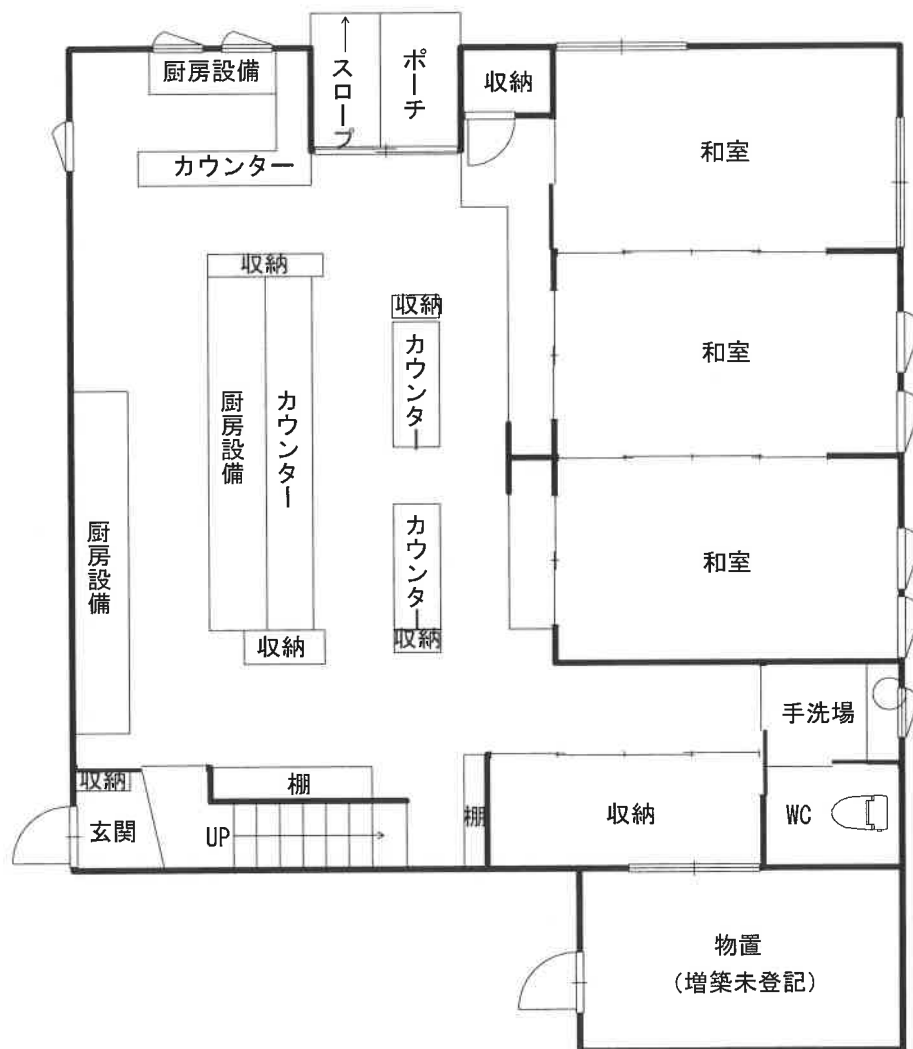
縮尺

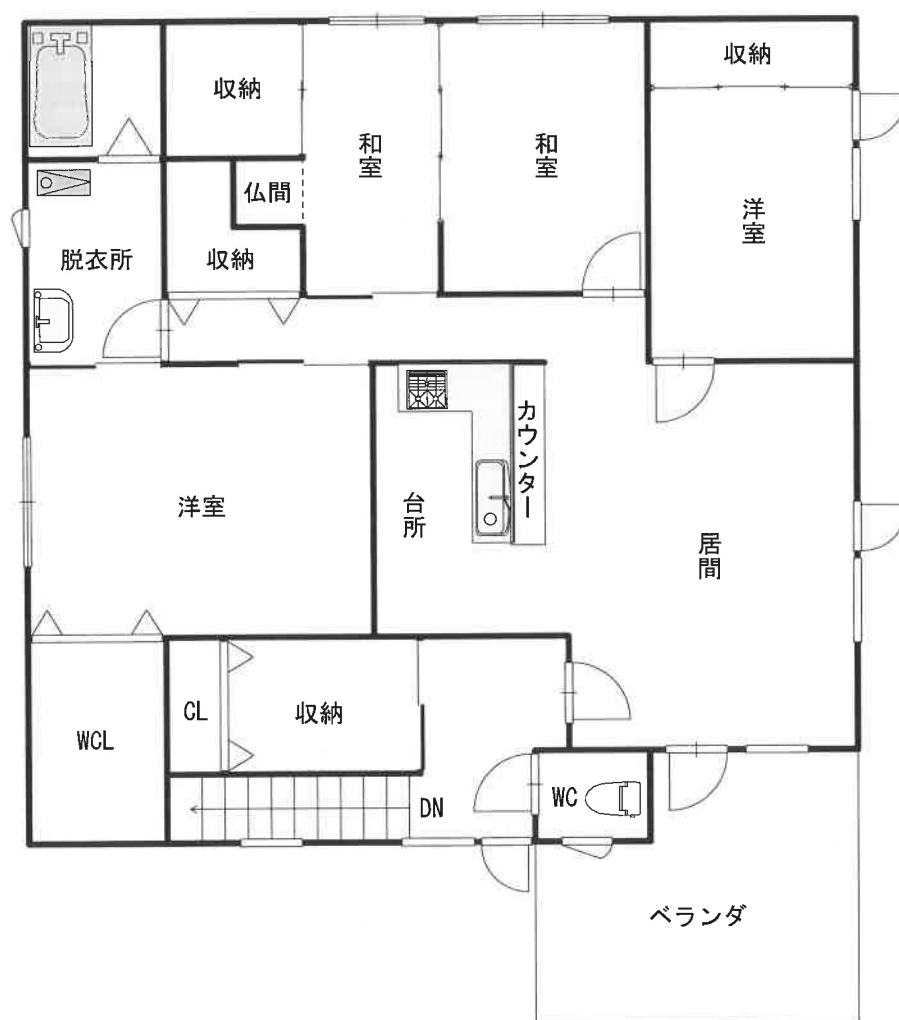
1 / 500

建物間取図



1 階





2 階